

令和5年第1回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和5年3月28日(火)

午後1時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- (1) 議長諸報告
 - (2) 議会運営委員会委員長報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 尾三衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につ
いて
- 日程第8 議案第4号 令和4年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第5号 令和5年度尾三衛生組合一般会計予算
- 日程第10 議員提出議案第1号 尾三衛生組合議会個人情報保護条例の制定について

令和5年 第1回 尾三衛生組合議会 定例会
議事の経過

(開会 午後1時30分)

田中書記

ご起立をお願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

皆さん、こんにちは。
令和5年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、公私ともご多忙のところ、ご参集賜りましてありがとうございます。
本定例会に提案されておりますのは、管理者提出議案5件と議員提出議案1件の、合わせて6件であります。
議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げます。
管理者招集挨拶、近藤管理者。

近藤管理者

皆様、こんにちは。
令和5年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、今日は御参集いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、本定例会に提案させていただきます議案のうち、私どもから提案させていただきます案件といたしましては、令和5年度尾三衛生組合一般会計予算など5議案でございます。
慎重審議を賜り、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくをお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、7番眞子伸生議員、8番塚本直樹議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

監査委員より、例月出納検査につきまして、令和4年11月分から令和5年2月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をしていただきます。

大川議会運営委員長。

大川委員長

議長よりご指名がありましたので、本日午後1時に開催した議会運営委員会についてご報告申し上げます。

一般質問につきまして、2名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認をしました。

質問方法は一問一答方式とし、質問時間は同一議員につき15分以内、関連質問は認めないものとししました。

付議された議案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、尾三衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について、尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、令和4年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）、令和5年度尾三衛生組合一般会計予算及び議員提出議案として、尾三衛生組合議会個人情報保護条例の制定についての、計6議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、3名の議員より通告がありました。議案質疑の取扱いについては、質疑方法は一問一答方式とし、同一議員につき、同一の議題について質疑回数は2回、質疑時間は1議案につき15分以内、以上の確認をいたし

ました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

通告により発言を許します。

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番、舟橋よしえ。通告に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

最初の質問項目は、令和16年度から稼働する予定の新しい廃棄物処理施設建設に向けた資金計画についてです。

まずは、廃棄物処理施設整備基金の積立てについてお聞きします。

来年度から毎年度約4億円を目安として、令和34年度、2052年度までの30年間で約120億円を積み立てる計画となっていますが、この目標金額及び積立て期間についてはどのような考え方で算出されたのかお答えください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

事務局長、加藤。

廃棄物処理施設建設の資金計画につきましては、令和3年度に策定した施設整備検討業務において算出した金額を基に、組合市町の企画・財政部局で協議し、組合の基金に積み立てることを含め、目標金額や積立て期間につきましても協議をしていただいております。

目標金額につきましては、概算の更新工事費189億6,000万円から国庫交付金約73億円を差し引いた約116億6,000万円に金利を合わせた合計の金額を概算で120億円とし、積立て期間につきましては、組合市町の負担の平準化を目的に、地方債の償還期間が令和35年度となることから、30年間としたと伺っております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

交付金約73億円を見込まれていますが、これはどのような交付金で、算出根拠は何なのかお答えください。

加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	<p>循環型社会形成推進交付金制度に基づく国庫交付金でございまして、事業分類といたしましては、ごみ焼却施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設、粗大・不燃ごみ処理施設はマテリアルリサイクル推進施設でございます。</p> <p>国庫交付金の算出根拠といたしましては、交付対象額を工事費の80%とし、交付率を、ごみ焼却施設は2分の1、粗大・不燃ごみ処理施設は3分の1として算出しております。</p>
加藤議長	4番、舟橋よしえ議員。
舟橋議員	では、地方債は、いつ、どれだけを。償還期間、利率、それぞれどのように考 えての起債計画なのでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	<p>現時点での起債計画は、令和3年度の施設整備検討業務における業務スケジュールを基に算出した計画でございます。</p> <p>令和12年度に1億6,270万円、令和13年度に13億5,540万円、令和14年度に24億6,600万円、令和15年度に59億2,550万円の借入れを見込み、地方債の合計金額を99億960万円とし、償還期間は据置きなしの20年間償還とし、借入れを行った各年度の翌年度から償還としております。</p> <p>また、利率につきましては、令和4年4月1日以降適用の財政融資資金貸付金利を用いて算出をしております。</p>
加藤議長	4番、舟橋よしえ議員。
舟橋議員	では、構成市町の建設費分担割合として、均等割2割、人口割8割と聞いてお りますが、人口割につきましては、毎年度いつの時点の人口を基準として計算す るのでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	経費の支弁方法につきましては、尾三衛生組合同規約第11条に基づき、前年の

10月1日における住民基本台帳人口を基準としております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

概算の工事費189億6,000万円には、造成工事費、解体費、鉄塔・送電線の整備に係る工事費、仮設道路整備費は含まれていないと昨年5月に説明を受けました。今挙げましたこれらの費用は、かなりの金額がかかるのではないかと推測いたしますが、これらについてはおおよそどれだけの費用がかかるのか、試算がされていればお示してください。まだ試算がされていないなら、いつの時点で明らかになるのでしょうか。また、その資金計画も同時に明らかにしていただけるのかお答えください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

試算につきましては、現時点では行っておりません。概算費用については、令和7年度に計画しております基礎調査業務で算出する予定でございます。

概算費用が出ましたら、組合市町と協議し、資金計画を決めていきたいと考えております。

なお、議員の皆様には、組合市町との協議が整いましたらご報告させていただきたいと考えております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

よろしく申し上げます。

私が一番確認したいと思いましたが、構成3市町で負担をする新施設建設のために基金に積む毎年度の4億円とは別に、造成工事費、仮設道路整備費、鉄塔・送電線の整備に係る工事費、解体費の費用を分担しなければならなくなり、それは令和34年度までの30年間に当然重なるというふうに考えます。いかがでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

その点につきましては、議員のおっしゃるとおり、来年度から積み立てる新炉建設のための基金とは別に、組合市町の負担が増えることになると考えております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

尾張東部・尾三地域の広域化計画では、令和44年、2062年度から集約した1施設での供用開始を目標としておりますが、そうしますと、広域化新施設整備のための基金積立てを今回の尾三衛生組合の新施設建設と同じようなスケジュールで行うとすると、2052年度以前から必要となることも予想されます。この点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

広域化新施設整備のための基金積立てにつきましては、現時点においては具体的な予定はございませんが、今後、尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会や両組合市町の企画・財政部局と協議していくものと考えております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

今から30年40年先の資金計画はどうかとお聞きしましても、答弁は難しいことは十分理解をしておりますが、本組合の新施設建設に向けての起債及び基金積立ての期間を考える上では考慮しなければならないものと考え、お聞きをいたしました。

令和44年度から広域化の計画はあるものの、現在は、尾三衛生組合も尾張東部衛生組合も、どちらも新施設の基本構想策定の段階であり、その次の2つの組合を集約した6市町の新施設のことまでは、まだ協議がとて追いついていないものと受け取りました。

しかし、今後考えていかなければならないことであるのは間違いありません。必ず問題になってくるのが、令和16年度から稼働予定の新施設を令和43年度まで使うことは示されておりますが、その後のことがはっきりしていません。多額の費用をかけて建設した施設を30年に満たない28年で終わりにし、尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画で示されているように、令和44年度からは2つの衛生組合を集約した1施設に本当に移るのかということです。

現実的に考えて、広域化のスタートはもう少し遅らせるべきではないかと考えますが、この点については協議の余地はあるのでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長	現時点では、令和4年度供用開始を目標に、1施設への集約化を行う計画でございます。
加藤議長	4番、舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>協議の余地があるかどうかをお聞きしたのですが、今のお答えは、ないということでしょうか。</p> <p>そのようにしか答えられないということかもしれませんが、そうであるなら、30年間続く毎年度4億円の基金積立てを終えたらすぐに、あるいは重なる時期もあり得るとした上で、次の広域化新施設のための基金積立てが始まることを想定しておく必要があることを私は改めて認識しなければならないと考えます。</p> <p>では、建築資材、エネルギー価格並びに人件費の高騰により、公共施設の建設費が計画時よりも大幅に増えている現状があります。資金計画の見直しの必要性についてはどのように考えておられるでしょうか。</p>
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	<p>現時点の資金計画は、令和3年度に算出した金額が基となっております。</p> <p>組合が、令和5年度に策定する基本構想を皮切りに、より詳細な事業計画を策定してまいりますので、その都度、組合市町の企画・財政部局と情報共有し、協議を重ねることにより、資金計画の見直しも行っていくものと考えております。</p>
加藤議長	4番、舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>令和3年度の時点における算出ということですので、ロシア・ウクライナの争いが令和3年度の一番最後の頃だったことを考えますと、現在の物価高がこのまま続くようであれば、資金計画の見直しは必要になるものと考えます。</p> <p>今のお答えで、基本構想、基本計画策定段階で、その都度協議いただくということですので、見直しがされたときは、すぐに議会への報告をどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、次の質問項目に移ります。</p> <p>2項目めは、来年度から令和14年度までの尾三衛生組合ごみ処理基本計画について質問します。</p> <p>まず初めに、本計画を今年度までが計画期間である第2期ごみ処理基本計画と比較すると、どのようなことが特徴的なこととして挙げられるのかお答えください。</p>

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

新しい計画において特徴的なことといたしましては、令和4年4月のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う組合市町におけるプラスチックの分別回収や、それに伴う温室効果ガス削減目標の設定、令和16年度稼働を目指す新施設の整備事業を盛り込んだことでございます。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

ちょっと間違えましたかね。第2期ごみ処理基本計画は令和8年度まででしたね。そこは訂正しますね。

具体的な目標値について伺います。

まずは、今お答えのありました温室効果ガス削減目標値はどのようでしょうか。最新の数値との比較による削減目標も併せてお答えください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

削減目標値は、2030年度において、温室効果ガス総排出量を基準年度である2013年度と比較して22.6%の削減目標としています。

令和3年度の総排出量は2万1,464トン-CO2で、基準年度である2013年度1万7,543トン-CO2に対し、22.3%の増加でございます。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

今お答えいただいたのが令和3年度でしたね。

令和2年度の総排出量が2万5,649トン-CO2なので、令和3年度は前年度よりは減らしているものの、目標排出量は1万3,584トン-CO2なので、令和3年度の総排出量からすると36.7%の削減目標となり、かなり高い目標値ということになります。

来年度から始まるプラスチック分別回収により組合に搬入されるごみ量がどれだけ減るのかは、市町それぞれで想定した値はあるものの、実際のところは、やってみないとわからないというのが本音ではないかと思えます。

そのように考えますと、本計画においては、中間年の令和9年度において目標値との乖離が大きい場合は、特に見直しをすることも想定しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

現在の予定では、令和7年4月には、組合市町全てのプラスチック分別回収の実績が出そろふ予定でございます。中間見直しには複数年度の実績があることが望ましいと考えますので、令和9年度に策定する次期計画に反映していきたいと考えております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

本計画は令和14年度までの10年間と捉えておりましたが、令和9年度には見直しというか、次の10年間、つまり令和10年度から令和19年度までの計画を策定されるということですね。わかりました。

そういうことであれば、実績値を踏まえた上でよろしく願いをいたします。

私が考えます第2期ごみ処理基本計画との大きな違いは、本計画の目標値、すなわち令和14年度の最終処分量が現状値からの削減ではなく、増加した値となっていることだと考えています。本計画第8章第5節において、令和14年度の最終処分量を4,533トンとすることが示されておりますが、第4章第9節第3項で明らかになっているように、令和3年度の最終処分量実績値は4,299トンです。本計画の目標値を既に達成しています。令和14年度の目標値は、令和元年度と比較すれば確かに約20%の削減となりますが、現状からすると、約5%の増加ということになります。愛知県の基準年に合わせているためにこのような書き方になることは理解しておりますが、現状よりも増加となることについて、どうしてこのようなことになるのか。

焼却残渣埋立量、不燃物埋立量、陶磁器・ガラス埋立量、処理困難物埋立量について、それぞれ、何にどう取り組んで、この目標値としているのか、ここで明らかにしていただきたいです。いかがでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

第2期ごみ処理基本計画では、焼却残渣の最終処分量は、資源化量を計画的に増やすことにより埋立量の削減を進めていく計画としております。しかし、現時点では、令和2年度から豊田加茂整備公社の搬入規制により計画を大幅に超える資源化量となっております。

令和14年度の目標値が令和3年度から5%増加することにつきましては、来年度から埋立て処分することとなる陶磁器・ガラスや処理困難物の増加が主な原

因でございます。

今後の搬出計画につきましては、新たな資源化先、埋立処分先の調査を継続しておりますが、焼却残渣の資源化は、埋立処分に比べ費用負担が大きいことから、さらなる資源化は考えておりません。

目標値といたしましては、ごみ処理基本計画で算出した令和14年度の焼却残渣発生量予測は令和3年度実績と大差がないことから、焼却残渣埋立量はおおむね現状維持としておりますが、不燃物埋立量につきましては、資源化が難しいことから埋立処分としております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

令和3年度に既に目標値を達成しているとは申しましても、コロナ禍の影響も考えられるとは思いますが、人口が増加する中で現状維持をすることは、それはそれでご努力いただかなければ達成できないことだと思います。

また、焼却残渣の資源化には費用がかかることから、これ以上の資源化が難しいことは理解するところです。

そもそもの焼却残渣の量を減らすには、搬入されるごみ量を減らすことが一番重要と考えますので、そこでの取組を、構成市町と協力して引き続き押し進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

では、本計画において私が気になったもう1つの点、第9章ごみ排出抑制・資源化等の施策の第1節組合の役割において、適正処理の推進として、ごみや資源に対する意識の向上を図るためにも、「ごみ排出量に応じた費用負担をする有料化の調査・研究を行ってまいります」と書かれていることについてお聞きします。

ここで有料化という言葉が出てきますが、ごみの有料化問題は、住民を巻き込んだ丁寧な議論が何よりも重要と考えます。今回の計画に有料化の調査・研究を盛り込んだのはいかなる理由からでしょうかお答えください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

組合のごみ搬入使用料は既に有料化をしており、10キロ当たり処理費用として200円を徴収しております。これはごみ処理に係る運営費を基に処理単価を算出し、費用負担をしていただいているもので、処理費用については受益者による負担を原則と考えております。

今後、施設の運営状況によっては使用料の見直しも検討が予想されることから、このような記述としております。

また、近隣施設と情報交換する中で、費用負担についても引き続き調査・研究

をしてまいります。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

処理費用について、受益者による負担を原則とすることについては異論ありません。ごみ処理に係る運営費を基に、処理単価を算出しているということですが、令和3年度決算では処理単価はどれだけだったのでしょうか。現在の10キロ200円は、負担割合としては何%ということでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

処理単価の算出につきましては、歳出決算額から公債費、積立金及び建設的投資費等を除いた額を運営費とし、ごみ搬入量を基に算出をしております。

令和3年度の実績から処理単価を算出いたしますと、10キロ当たり216円となり、負担割合は約93%でございます。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

処理単価が216円、負担割合は93%とのことで、これは高い割合なのだろうかと思って、お隣の尾張東部衛生組合晴丘センターの処理単価を調べたところ、令和3年度は137円とホームページに公表されておりました。処理能力の違い、エネルギー回収型施設であるかないか、最終処分場を自前で持っているか持っていないか等が要因かと思いますが、尾張東部衛生組合晴丘センターのごみ搬入使用料は、50キロまで1,000円、以後10キロごとに200円という設定です。尾三衛生組合は、20キロまで400円、以後10キロごとに200円なので、基本的に10キロ200円は同じとはいえないものの、最低の金額に違いがあり、ごみ処理にかかる費用をごみ搬入使用料がすべてカバーしているかないかの違いもあることがわかりました。

尾張東部衛生組合は広域化するところなので、尾三衛生組合との比較を私はよくするようになりました。ごみ搬入使用料についての考え方についても、尾張東部衛生組合と意見交換をぜひともお願いしたいところです。

そして、事業系廃棄物のごみ量が新型コロナで一旦は減少したものの、その後増加傾向が続いており、事業系のごみをどう減らすかは大きな課題だと感じています。事業系廃棄物を削減するための取り組みとして、ごみ搬入使用料について検討していくことは必要ではないかと私は考えます。どうぞ検討いただきますようよろしくお願いいたします。

では、尾三衛生組合に持ち込む分ではなく、各家庭からごみステーションに出すごみの有料化については、尾三衛生組合としてどのように考えておられるでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

組合市町におけるごみの一般廃棄物処理手数料につきましても既に有料化されており、その単価につきましては各市町の条例により定められておりまして、尾三衛生組合と協議して定めるものではございません。

しかし、組合市町の搬入実績や処理費用、組成分析などのごみや資源に関するデータがございますので、必要な情報提供に努めてまいります。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

私は、ごみ処理費用をごみ袋代に上乗せする、いわゆるごみ有料化に賛成というわけではありません。

そもそも、環境省によれば、「ごみ有料化とは、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を目的とし、ごみ処理費用を指定ごみ袋等へ上乗せして徴収する制度」と定義しています。瀬戸市では、今年9月からごみ処理費用有料化制度の導入が決まっていますし、長久手市は、一旦は瀬戸市と同じように進めようとしたものの、市民・議会の強い反対で「ごみの削減ができなければ、有料化を検討する」と見直しをされました。尾張旭市は、燃えるごみの有料化について平成30年度に検討し、燃えるごみが年々減少している現状では有料化は行わないけれども、目標値を達成できなかったときには改めて燃えるごみの有料化を検討するとしています。

ごみ有料化を考える上で様々なデータが明らかになっており、ごみ処理にどれだけの税金が使われているか、まずは住民が関心を持つことが必要と思います。

ちなみに、瀬戸市の例を挙げれば、ごみの収集運搬費用と処理・処分費用を合算したごみ処理費用3年間の平均金額から計算した瀬戸市のごみ処理経費は10キロ当たり366円ということでした。

近隣の動向は、自分が住む町ではどうなのかと気になるところです。ごみ有料化がクローズアップされて急にごみ減量に取り組むのではなく、常日頃からごみ減量の取組がごみ有料化に待ったをかけることになっていることを伝えていくことは必要であると考えます。

その最前線の取組は各市町ではありますが、尾三衛生組合としてもその視点を持ち続けていただくことをお願いし、以上で私の一般質問を終わります

加藤議長

これにて、4番、舟橋よしえ議員の一般質問を終わります。
次に、12番、門原武志議員。

門原議員

12番、門原武志でございます。一般質問を行います。
施設整備方針についてお聞きします。

令和4年3月、施設整備検討業務報告書の設備整備方針のまとめでは、再延命化工事ありを費用面で最も優れた整備方針案となったとする一方、みよし市と日進市がゼロカーボン宣言を行ったことを挙げ、ライフサイクルコストとは別に、新施設の建設についても検討すべきものと考えたとありました。

一方、ごみ処理基本計画（令和5年度～令和14年度）では新施設稼働に向けて整備していくことで同意を得たことから、途中省略しまして、令和16年度の新規施設竣工を目指すこととなっていますとあります。このことについて伺います。

まず、施設整備方針のまとめで、再延命化工事ありを再延命化工事なし及び施設の更新よりも費用面で最も優れているとしていましたが、最も優れていない案はどの案と考えましたか。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

事務局長、加藤。

令和23年度までの20年間の費用面の比較では、施設の更新が最も事業費を要する案でございました。しかし、現施設には発電施設が備わっておらず、エネルギー回収型廃棄物処理施設となっていないことや、組合市町がゼロカーボンへかじを切ったことなどから、国が目指す2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、新施設の建設についても検討すべきと施設整備方針をまとめております。

これらの資料を基に、組合市町からは、新施設の建設が望ましいとの意見をいただいたことから、施設の更新を整備方針としたものでございます。

加藤議長

12番、門原武志議員。

門原議員

施設の更新が費用面では最も優れていないと、なかなか言いづらいですけども、結論まで言っていただきましてありがとうございます。

ここで確認ですけども、施設更新の内容は発電設備を備えたストーカ炉ですか。それとも、ストーカ炉とは別だが、発電設備を備えたものの可能性もありま

すか。

加藤議長 答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長 発電設備を備えたごみ処理施設を想定しておりますが、処理方式などにつきましては、ストーカ炉に限らず、廃棄物処理施設整備基本計画や事業者選定業務で選定することを想定しております。

加藤議長 12番、門原武志議員。

門原議員 その時々のもっとも効率のいいものになる。また、国の補助金等も併せて検討されるものと思いますので、その都度我々にもお示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、この方針で示された更新工事費189億6,000万円の財源の内訳をお示してください。

加藤議長 答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長 工事費の財源内訳につきましては、特定財源として、国庫交付金73億1,733万3,000円、地方債99億960万円、一般財源として17億3,306万7,000円を見込んでおります。

加藤議長 12番、門原武志議員。

門原議員 先ほど舟橋議員からもありましたけれども、確認でございます。

廃棄物処理施設整備基金積立て目標が毎年4億円です。30年で120億円ということですが、この目標を示した根拠が、地方債と一般財源を足した116億4,266万7,000円と地方債利子ということでしょうか。

加藤議長 答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長 そのとおりでございます。

加藤議長 12番、門原武志議員。

門原議員 次にまいります。
施設を更新した場合、令和16年度から売電費で毎年2億2,000万円の収入が見込まれていますが、額の算出根拠について説明してください。

加藤議長 答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長 見込んでおります売電金額につきましては、現施設のプラントメーカーに金額を提示していただいた額でございます。
算出根拠につきましては、現施設と同様の処理方式であるストーカ炉で、処理能力212トンの施設規模を想定し、2021年度時点の電気料金の単価により算出したものでございます。

加藤議長 12番、門原武志議員。

門原議員 これについても、その時々で見込みが変わると思います。我々にお示しいただければと思います。
最後にまいります。令和4年度ごみ処理基本計画（案）スケジュールで、造成と新施設建設工事とを同時に実施するとの説明がありました。事業費の圧縮につながるのでしょうか。

加藤議長 答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長 造成工事とプラント建設工事を一括で発注することにより、工期の短縮及び事業費の削減が図れるものと考えております。

門原議員 ありがとうございます。

加藤議長 これにて、12番、門原武志議員の一般質問を終わります。
以上をもちまして、一般質問を終了します。
日程第5、議案第1号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。
提案者の説明を求めます。
岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第1号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を説明させていただきます。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の延長並びに管理監督職上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入を行うとともに、職員の勤務時間、休日及び休暇、給与等に係る規定を整備するほか、法を引用している条項の整理等の規定の整理をする必要があるからです。

主な制定内容といたしましては、職員の定年年齢を段階的に引き上げ、定年を65歳とするための規定を整備するとともに、管理監督職の職員で60歳に達している者を管理監督職以外の職等に異動させることに関する規定を整備すること、並びに60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるように、定年前再任用短時間勤務制度に関する規定を整備しようとするものです。施行期日といたしましては、令和5年4月1日となります。

説明は以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第1号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。

議案第1号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号「尾三衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第2号「尾三衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について」を説明させていただきます。

提案理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、改正後の法の施行に関し必要な事項を定めるため必要があるからです。

主な制定内容といたしましては、第3条関係として保有個人情報の開示請求に係る手数料等について定め、第4条・第5条関係として開示決定等の期限について定め、第6条関係として尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定め、及び第7条関係として条例の施行状況の公表等について定めるものでございます。施行期日といたしましては、令和5年4月1日となります。

尾三衛生組合個人情報保護条例については、廃止となります。

説明は以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第2号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。

議案第2号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号「尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第3号「尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につ

いて」を説明させていただきます。

提案理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する必要があるからです。

主な改正内容といたしましては、第2条・第3条関係として、尾三衛生組合個人情報保護法施行条例の制定及び尾三衛生組合議会個人情報保護条例の制定に伴い、関係する引用条項等を整備すること。その他所要の整理をすること。施行期日といたしましては、令和5年4月1日となります。

説明は以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第3号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第3号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号「令和3年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第4号「令和4年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

1枚おめくりいただき、議案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ525万5,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億110万9,000円に定めるものであります。

8ページをお願いいたします。

歳入です。

1 枠目、説明欄、ごみ搬入使用料の増額については、ごみ搬入使用料3億円の収入が見込めるため、2,000万円の増額補正となります。

その下、財政調整基金利子の減額は資金運用の預金利息額の確定に伴うものです。

その下、財政調整基金繰入金の減額は、不用額分を調整するものです。

その下、スクラップ等売却料の増額については、スクラップ等売却単価が前年度から引き続き高値で推移していることによるものです。

10ページをお願いいたします。

歳出です。

1 枠目、議会費となります。

説明欄1マス目、費用弁償及び2マス目、バス借上料の減額は、新型コロナウイルス感染対策として議員視察研修先を県内の日帰りとしたことによるものです。

2 枠目、総務費となります。

説明欄1マス目、費用弁償と普通旅費の減額は、議会費と同様の理由により、正副管理者3名の費用弁償と随行職員3名の普通旅費の分となります。

その下、財政調整基金積立金の減額は、資金運用の預金利息額の確定に伴うものです。

3 枠目、衛生費となります。

説明欄の焼却残渣処分業務委託料の減額は、愛知臨海環境整備センター及び豊田加茂環境整備公社分の運搬単価が入札により下がったための執行残です。

以上、補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

ここで、私が議案名を「令和3年度」と申しました。これを訂正して、「令和4年度」に訂正させていただきます。

この議案第4号につきましては事前に質疑通告がありましたので、発言を許します。

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番、舟橋よしえ議員。議案第4号について質疑します。

初めに、歳入の款2項1目1節1ごみ搬入使用料の増額補正について、家庭系

廃棄物及び事業系廃棄物、それぞれの手数料は前年度と比較して増減はどのよう
でしょうか。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

業務課長、竹谷。

令和3年度のごみ搬入使用料決算額は、家庭系4,774万1,600円、事
業系2億6,334万7,600円の、合計3億1,108万9,200円であ
りました。

2月分までのごみ搬入使用料の比較では、令和3年度は、家庭系4,379万
9,800円、事業系2億4,276万8,400円であり、令和4年度は、家
庭系4,101万2,800円、事業系2億5,849万1,800円でありま
す。

したがって、2月末における比較では、家庭系廃棄物が278万7,00
0円の減、事業系廃棄物が1,572万3,400円の増となっております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、歳出の款3項1目2節12焼却残渣処分業務委託料の減額補正について、
補正後の委託料は前年度決算額を上回ります。処分先別の委託料の増減はどのよ
うでしょうか。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

焼却残渣処分業務の補正後の委託料予算額は6,765万5,000円であり、
令和3年度決算額との比較では、137万4,295円上回る見込みとなっております。

処分先別で、令和4年度補正後予算額を令和3年度決算額と比較すると、愛知
臨海環境整備センター分が約54万円の増、豊田加茂環境整備公社分が約74万
円の増、三重中央開発株式会社分が約9万円の増であります。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑します。

焼却残渣処分業務は埋立て処分と認識をしております。補正後の委託料が前年

度決算額を上回るのは、埋め立てる焼却残渣の量が増えているということでしょうか。年度当初に見込んだ焼却残渣埋立量4,050トンに対して、実際の補正後の見込み量はどれだけの量でしょうか。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

前年度決算額を上回っているのは決算額と予算額の比較であり、焼却残渣の量が増えているわけではございません。

令和4年度の埋立量は、当初の埋立予定量4,050トンに対し、250トン減の約3,800トンと見込んでおります。

以上です。

加藤議長

これにて、4番、舟橋よしえ議員の議案質疑を終わります。

以上で、議案第4号の通告による質疑は終わりました。

これより、討論、採決に入ります。

議案第4号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第4号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号「令和5年度尾三衛生組合一般会計予算」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第5号「令和5年度尾三衛生組合一般会計予算について」説明させていただきます。

表紙をおめくりいただいて、議案をご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億2,703万2,000円と定めるものであります。

次に、4ページと5ページの総括を見ながらお願いいたします。

本年度予算は総額で20億2,703万2,000円となり、前年度予算と比較いたしますと6億6,062万円の増額となります。

次に、8ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

1 枠目、説明欄、日進市7億1,388万5,000円、みよし市5億323万5,000円、東郷町3億7,061万4,000円となり、分担金合計は15億8,773万4,000円となります。昨年度に比べ6億7,799万5,000円増額となり、各市町の増額は、日進市3億357万7,000円、みよし市2億1,469万4,000円、東郷町1億5,972万4,000円となります。

その下、ごみ搬入使用料は、過去数年間の実績を鑑み、ごみ搬入使用料が最低でも2億9,000万円の収入が見込められるため、1,000万円増額し、2億9,000万円を計上しております。

その下、計量カード再発行手数料は、事業者に貸与しておりますごみ搬入量を計量するカードの再発行手数料となります。

その下、財政調整基金利子及び廃棄物処理施設緊急整備基金利子は、組合が設置しております2件の基金の運用利子となります。

その下、行政財産貸付料は、今年度に自動販売機2台を設置した分の貸付料です。

その下、財政調整基金の繰入金は、前年度予算と比較いたしますと3,641万3,000円の減額で、1億3,581万2,000円となります。

10ページをお願いいたします。

2 枠目、節1雑入は、前年度予算と比較いたしますと884万4,000円の増額で、1,306万2,000円となります。主な要因といたしましては、スクラップ等売却単価が引き続き高値で推移することが見込められることによるものです。

12ページをお願いいたします。

歳出の説明に入ります。

上段の表は議会費となります。

説明欄1マス目、議員報酬は組合議員12名の報酬、その下、費用弁償は議員視察研修旅費の費用弁償、その3つ下、バス借上料は研修時に使用するバス費用となります。

続きまして、下段の表は総務費となります。

説明欄1マス目、1行目特別職は正副管理者3名分、2行目の情報公開・個人情報保護審査会委員と4行目の行政不服審査会委員は兼務していただいております。

各市町の委員さんから各1名ずつ、愛知県弁護士会から1名の、計4名分となります。3行目、公害防止モニター員は、組合近隣の一般住民の方をお願いしており、10名分の報酬となります。

2マス目は、職員給料です。

3マス目は、扶養手当はじめ各種職員手当となります。

4マス目は、職員18名、暫定再任用職員3名の共済組合等負担金及び保険料となります。

14ページをお願いいたします。

説明欄1マス目、1行目費用弁償及び2行目普通旅費は、議員視察研修に伴う費用です。

その下、研修旅費は職員研修旅費で、主なものといたしましては技術管理者講習となります。

その2つ下のマス、消耗品費は事務用品購入及び例規等追録費用、その下、燃料費は公用車3台のガソリン購入費、その下、印刷製本費は美化だよりや利用許可申請書の印刷、その下、光熱水費は水道・ガス料金、その下、修繕料は庁舎内の設備の修繕料となります。その下、通信運搬費は電話料金及び携帯電話料金等で、その下、手数料は金融機関の残高証明発行料です。その下、保険料は、公用車、建物及び施設入場者保険となります。その下のマス、委託料については、樹木管理業務委託料はじめ14件計上しております。その下のマス、使用料及び賃借料は、有料道路使用料はじめ、パソコン賃借料など組合で使用する各種機器の賃借料合わせて9件となります。その下のマス、場内整備工事は、場内道路等附帯施設整備費となります。

16ページをお願いいたします。

説明欄2マス目、派遣職員給与負担金は、組合市町より派遣していただいている職員3名分の負担金、その下、施設協力費は諸輪区への協力金となります。

その3つ下のマス、1行目財政調整基金積立金と2行目廃棄物処理施設緊急整備基金積立金は、組合所有の基金2件の運用利子の積立金です。3行目廃棄物処理施設整備基金は、令和5年度より開始します積立金となります。

その下のマス、2行目リサイクル教室は15回開催分の講師料等となります。昨年度と変わりましたのは、各教室の開催数の変更等を視野に入れ細節統合を行ったものです。

その下のマス、2行目印刷製本費は、組合市町の小学4年生等の見学者用に配る冊子の印刷費です。

その2つ下、修繕料は浴室等の修繕費となります。

その2つ下のマス、不用物品再生等業務委託料は、ごみとして搬入された自転車、家具などを再生するための委託料となります。

一番下の委員報酬は、監査委員2名の報酬となります。

18ページをお願いいたします。

衛生費となります。

説明欄2マス目、消耗品費は、焼却施設及びリサイクルプラザ施設の修繕用部品等の購入費となります。

その下、燃料費は、ごみ焼却施設昇温・降温時に使用する灯油購入費です。

その下、薬品費は、公害防止用の薬剤及び水処理用の薬剤購入費です。

その下、修繕料は、焼却施設及びリサイクルプラザ施設の修繕費です。

その下、光熱水費は、組合全体の電気料金となります。

その2つ下のマス、施設管理運転業務委託料は、ごみの受入れや、不燃・粗大処理施設の管理運転及び焼却施設の管理運転の一部等を民間委託しているものです。

新規事業といたしましては2件あります。

同じマス、下2行になりますが、計量システム改修業務委託料と廃棄物処理施設整備基本構想策定業務委託料です。計量システム改修業務委託料は、インボイス制度に伴う計量システムの改修となります。廃棄物処理施設整備基本構想策定業務委託料は、新施設建設に向けたごみ処理の基本的事項や施設の整備方針の策定を行うものです。

その下のマス、トラックスケールデータ処理装置賃借料は、組合入口にあります搬入・搬出用の計量器のデータ処理装置の賃借料となります。

その下のマス、ごみ焼却施設補修工事及びリサイクルプラザ補修工事は、焼却施設及びリサイクルプラザ施設、それぞれの定期整備費用と機器修繕工事費用となります。

その2つ下のマス、備品購入費の主な購入予定品目といたしましては、現場で使用するデジタル粉塵計、熱感知器等の計測機器やエアラインマスク面体の購入費用となります。

説明欄一番下のマス、公害健康被害補償費は汚染負荷量賦課金費用となります。

20ページをお願いいたします。

説明欄1マス目、4行目、修繕料は折戸最終処分場及び三本木最終処分場の水処理設備修繕費となります。

説明欄2マス目、2行目、水質測定業務委託料は処分場から排出される処理水の水質等測定業務です。

6行目焼却残渣処分と7行目不燃残渣処分の業務委託料は、それぞれ処分場への埋め立てる費用でございます。

その下、焼却残渣資源化業務は、焼却灰を路盤材やセメント原料化へのリサイクル委託料です。

その下、処理困難物処分業務委託料は、焼却や資源化できないものの処分費用です。なお、前年度予算より増額した分は、陶磁器・ガラスのリサイクルが進まないため、埋立て処分に処分方法を変更したことによるものです。

中段の表は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事のため、平成27年度から令和元年度まで借入れした元金及び利子の償還金となります。

以上、令和5年度尾三衛生組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

3名の議員から事前に質疑の通告がありましたので、発言を許します。

初めに、3番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

3番、川嶋恵美。議案第5号について質問させていただきます。

まず、歳入款4項1目2財産貸付収入の行政財産貸付料について、自販機2台分の貸付料とのご説明でしたが、令和4年度予算は5,000円でした。32万円とした根拠を教えてください。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

行政財産貸付料は、自動販売機の設置貸付料です。

令和3年度までは自動販売機3台に対して有償貸付契約を締結しており、2台は令和3年度末、1台は令和4年4月までの契約となっておりました。しかし、コロナの影響で販売数が減少したことから、契約更新できるか不透明だったため、令和4年度予算につきましては、契約満期を迎えるまでの1台、1か月分5,000円を計上しておりました。今年度の契約更新に伴い、1台は採算が合わないことから撤去し、残り2台につきましては、年間32万400円で契約することができたため、予算計上いたしました。

加藤議長

3番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

歳入款7項2目1雑入のスクラップ等売却料について、議案第4号では1,770万円の補正増で、当初予算と合わせると約2,000万円でした。約1,100万円の予算は少ないように思いますが、1,155万円にした根拠を教えてください。

加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	<p>施設課長、小林。</p> <p>スクラップ等売却料の項目は、スクラップ、小型家電等、古紙・古着等、羽毛布団などの売却となります。</p> <p>予算計上額は見積単価と予定数量から算出しておりますが、ウクライナ情勢等の影響を受けスクラップと小型家電の単価は不安定であり、見通しが難しいため、見込み額の半分程度の予算計上としております。</p>
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	<p>再質問です。</p> <p>スクラップ（金属等）の量は増えているのでしょうか。</p>
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	現在、粗大ごみ、金属ごみ及び小型家電の搬入量は減少しており、スクラップ、小型家電等の搬出量についても同様に減少の傾向にあります。
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	歳出款2項1目1一般管理費節10の光熱水費ですが、水道とガス代とのご説明でした。燃料費高騰による増額とは思いますが、令和4年度の予算と比較し30万円ほどのアップです。209万円とした根拠を教えてください。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	<p>総務課長、岸。</p> <p>款2光熱水費は、209万円のうち200万円が水道料金、残りはガス料金となっております。水道料金は、地下水から水銀が検出されたことにより生活用水を上水に切り替えたことや、令和4年12月からエコサイクルプラザの入浴施設を再開したことから、過去の使用量を基に計上いたしました。</p>
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。

川嶋議員	再質問です。 水道代とガス代について、最近の物価高騰の影響は電気料金ほどではないと考えられますか。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	水道代は値上げしないと中部水道企業団から聞いております。また、ガス代は基本料金が50円値上がりしますが、使用料金の値上げはしないと聞いておりますので、電気料金ほどの影響はございません。
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	その下の修繕料は、令和4年度予算と比較して70万円ほど低いですが、何を見込んでの予算になりますか。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	令和4年度は高額な更新を必要とする消火設備の修繕を見込んでいたため、多く予算を計上いたしました。令和5年度につきましては、毎年点検しております消防用設備や建物附帯設備の不具合に対応する修繕を見込んでおります。
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	歳出、款2項1目1節13のAED賃借料が令和4年度予算7万円から上がっています。12万円とした理由を教えてください。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	AEDは組合で1台設置しておりましたが、監査委員より敷地面積に対して少ないのではないかと指摘を受け、検討した結果、令和5年度から1台増設するため増額計上いたしました。
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。

川嶋議員	再質問です。 今回の予算12万円は、リース料として毎年かかるのでしょうか。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	5年間の長期継続契約を締結するため、リース料として毎年かかります。
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	歳出、款3項1目1節10の薬品費が令和4年度より3,000万円多い予算となっています。1億1,000万円とした根拠を教えてください。
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	施設課長、小林。 薬品は、公害防止のために使用する高反応消石灰、特殊反応助剤、尿素水、キレート剤などがあります。 薬品の単価は、円安による輸入コストの上昇、原油価格の高騰による輸送コスト、製造コストの値上げなどにより増額しております。
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	款3項1目1節12の電気保守点検業務委託料は、令和4年度当初予算より130万円ほど多い予算となっています。274万8,000円とした理由をご説明ください。
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	これまで組合職員で担っていた電気主任技術者の業務を外部に委託したためです。
加藤議長	3番、川嶋恵美議員。
川嶋議員	再質問です。 今までは職員が対応していたものを外部委託するとのことご答弁でした。せっかく

職員に有資格者がおられるのに、外部委託する理由をご説明ください。

加藤議長

答弁、小林施設課長。

小林施設課長

現在、組合における有資格者は50代半ばの職員が1名しかおりません。将来にわたる施設の維持管理を見据え、外部に委託することといたしました。

加藤議長

3番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

款3項1目2節10の修繕料は何を見込んでの予算でしょうか。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

業務課長、竹谷。

折戸最終処分場にあるガス観測孔の土砂等異物流入及び老朽化に伴う取替え、三本木最終処分場にあるろ過フィルターの経年劣化による取替え、そのほか、老朽化した配管や故障した部品等の修繕費用となります。

加藤議長

3番、川嶋恵美議員。

川嶋議員

款3項1目2節12の最終処分場草刈業務委託料は、令和4年度当初予算より43万円ほど多い97万9,000円となっています。根拠を教えてください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

毎年行っている草刈業務に加え、折戸最終処分場の水処理施設において、落ち葉による配管詰まり等、維持管理に支障を来している樹木の伐採にかかる経費を計上しているためでございます。

以上です。

加藤議長

これにて3番、川嶋恵美議員の議案質疑を終わります。
続いて、4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番、舟橋よしえ。議案第5号について質疑します。
最初に通告をいたしましたスクラップ等売却料については、ただいまの川嶋議

員の質疑に対する答弁でわかりました。

わかったんですが、再質疑として、羽毛布団の売却料が令和3年度決算で大きく増加したことを確認いたしました。令和5年度予算ではどのように見込んでおられるでしょうか。

また、昨年10月の定例会において、羽毛布団を資源回収ストックヤードでの回収品目に加えることは、今後組合市町と協議して判断していくとご答弁いただきました。令和5年度についてはどのように判断されているのかお答えください。

加藤議長

答弁、小林施設課長。

小林施設課長

施設課長、小林。

羽毛布団の令和5年度の予算計上額は、令和元年度から令和3年度までの搬出数量の平均数量と見積り単価で算出しております。

羽毛布団の回収につきましては、リサイクル対象品となる判断基準が搬入者には難しい上、回収場所の確保ができないことから、組合市町と同様に、組合においても資源回収ストックヤードでの回収は見送ることとしました。

令和5年度以降においても、小型家電などと同様に、搬入されたごみの中から基準を満たすものを回収してまいります。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、通告した2つ目。歳出の款3項1目1塵芥処理管理費について、令和5年度からみよし市と東郷町ではプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック製品の回収がスタートすると聞いております。尾三衛生組合へのプラスチック製品の搬入減少が見込まれますが、当初予算ではこの点をどのように考慮しているのかお答えください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

業務課長、竹谷。

組合市町でプラスチック製品の回収が開始されると組合への搬入量は減少すると見込まれますが、現段階でどの程度影響があるのかを想定するのは困難であることから、令和5年度の予算には反映させておりません。

令和6年度以降の予算については、令和5年度の搬入量実績及び運転実績を参考とした上で反映していきたいと考えております。

加藤議長	4番、舟橋よしえ議員。
舟橋議員	次に、3つ目の通告事項です。款3項1目1節10光熱水費の大幅な増額について、前年度当初予算額と比べますと1.9倍になっています。この金額はどう算出されたのでしょうか。
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	施設課長、小林。 光熱水費については、電気料金になります。年間電気使用量は令和4年度予算と変わりありませんが、基本料金と電力料金の値上げ分として約3,930万円の増額、燃料費調整額等の見込み分として約9,700万円の増額、合計で約1億3,630万円の増額計上としております。
加藤議長	4番、舟橋よしえ議員。
舟橋議員	再質疑します。 燃料費調整額等の見込み分が非常に大きいですが、毎月変動する燃料費調整額をどのように見込んでこの予算額となっているのでしょうか。
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	令和4年度の値上がりした燃料費調整単価を参考に、電力会社から提供がありました令和5年3月の想定単価に、毎月1円を加算し算出しております。
加藤議長	4番、舟橋よしえ議員。
舟橋議員	次に、款3項1目1節12廃棄物処理施設整備基本構想策定業務委託料1,100万円について、委託先の選定はどのように行う予定かお聞かせください。
加藤議長	答弁、竹谷業務課長。
竹谷業務課長	業務課長、竹谷。 指名競争入札を予定しております。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑します。

どのような条件で入札に参加する業者を指名されるでしょうか。また、指名する入札参加者は何社を予定されているのかも教えてください。

それから、この委託料1,100万円ですが、この金額はどのように算出されたのでしょうか。その算出において、尾張東部衛生組合のごみ処理施設整備基本構想策定業務委託を参考にされたのかどうかお聞かせください。

ちなみに、尾張東部衛生組合では、令和4年度と5年度の2年間をかけて基本構想策定を行っていますが、その予算額は1,500万円、実際の契約金額は1,320万円とお聞きしました。策定期間の違いはありますが、ほぼ同じ施設整備の基本構想策定において、隣の衛生組合が1年先行して実施しているだけに、調査等されたのかお教えてください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

組合市町に入札参加資格登録をしているコンサル業者の中から指名する予定です。入札指名業者数は、尾三衛生組合建設工事等請負業者選定基準要領に基づき、7社以上の業者を選定する予定であります。

また、委託料の算出根拠は、2社から見積もり徴収し、予算計上しております。

なお、尾張東部衛生組合の基本構想については、策定期間や予算額、契約状況等は参考として伺っております。

以上です。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

最後の通告質疑です。

款3項1目2節12焼却残渣処分、同資源化、不燃残渣処分、処理困難物処分の各業務委託について、令和4年度の当初予算額と比較をいたしますと、4業務とも委託料に増減があります。それぞれについて理由をお聞かせください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

焼却残渣処分業務委託料については、主に搬出先である愛知臨海環境整備センターの割引制度の一つである基点量超過割引が令和4年度で終了となるため、427万2,000円の増額。焼却残渣資源化業務委託料は、年間搬出量を精査し、

搬出量を減量したため407万円の減額。不燃残渣処分業務委託料は、令和5年度から陶磁器・ガラスを埋立て処分に変更することに伴い217万8,000円の減額。処理困難物処分業務委託料は、陶磁器・ガラスの処分量増量により1,080万2,000円の増額となります。

加藤議長

4番、舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑します。

令和5年度当初予算における焼却残渣の資源化割合はどれだけと見込んでおられるでしょうか。

また、焼却残渣埋立量、不燃物埋立量、陶磁器・ガラス埋立量、処理困難物埋立量をそれぞれ何トンと見込んでおられるかもお答えください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

令和5年度予算における焼却残渣発生量を6,500トンと見込んでおり、そのうち、埋立量は4,100トン、資源化量は2,400トンの予定であることから、焼却残渣の資源化割合は約37%と見込んでおります。

また、焼却残渣以外の埋立物につきましては、不燃物が300トン、処理困難物が293トンで、そのうち、陶磁器・ガラスを263トンと見込んでおります。以上です。

加藤議長

これにて、4番、舟橋よしえ議員の議案質疑を終わります。
続いて、12番、門原武志議員。

門原議員

12番の門原でございますけれども、私も令和5年度尾三衛生組合一般会計予算についてお聞きしますけれども、歳入の分担金についてでございます。

建設費分担金について、令和4年第2回臨時会での尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基金条例の制定についての審議で、令和5年度から毎年4億円を目安とするとの答弁がありましたけれども、今回4億1,100万円でございます。予算書の29ページを見ると、建設費分担金の合計は4億1,100万円となっているわけです。どうしてかということですね。

それと、毎年4億1,100円としたいのかということを確認しておきたいと思っております。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

建設費分担金といたしましては、尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基金へ4億円の積立金と、新施設を建設する上で計画上必要となる委託料が含まれます。

4億1,100万円の内訳については、積立金の4億円と廃棄物処理施設整備基本構想策定業務委託料の1,100万円でございます。

加藤議長

12番、門原武志議員。

門原議員

わかりました。

今舟橋議員が触れられたあれですね、歳出の款3項1目1節12の委託料、廃棄物処理施設整備基本構想策定業務委託料ということの予算、歳出を見込んでということで、歳入を、4億円と言っていたものより多くということですね。そのために1,100万円ということでございますけれども、入札するっておっしゃってましたので、執行残が当然起きますわね。その執行残はどのように取り扱うんでしょうか。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

執行残につきましては、必要な時期に補正減をさせていただきます。

加藤議長

12番、門原武志議員。

門原議員

補正で対応されるということですね。

予定した歳入が必要ないということであれば、歳入のほうの補正をするということよろしいか。

加藤議長

答弁されますか。

門原議員、再質は2回まで。

門原議員

2回目です、2回目です。

加藤議長

2回目ですか。

門原議員

2回目です。これで終わります。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

その件につきましては、組合市町の財政当局と相談させていただきます。

加藤議長

以上で、議案第5号の通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第5号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第5号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議員提出議案第1号「尾三衛生組合議会個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番、大川博議員。

大川議員

2番、大川博。

議員提出議案第1号「尾三衛生組合議会個人情報保護条例の制定について」説明させていただきます。

提案理由としましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会は同法の適用除外となるため、尾三衛生組合議会個人情報保護条例を制定する必要があるからです。

以上により提案させていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

起立全員であります。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

管理者、閉会挨拶。近藤管理者。

近藤管理者

閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

本日提案させていただきました議案につきましてご審議を賜り、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

本日議決いただきました令和5年度予算の執行にあたりましては、計画的かつ効率的な執行に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、年度末で大変ご多忙な時期であります。健康に留意いただき、今後もそれぞれの市町の発展のために尽くしていただきたいというふうに思います。

今年度もあと3日ということで、この組合議会議員の皆様との、このメンバーでの議会は今日が最後ということになろうかと思えます。議員の皆様の中には、これにて勇退されるという方もいらっしゃいました。

今年度は、議員の皆様と研修と一緒に私もついていかせていただいたりだとか、あるいはもう何十年後の新炉だとか尾張東部の組合との一緒になる話、こういったものに対して皆さんと議論したということが非常に印象に残っています。

それぞれの議員の皆様、それぞれの分野で、また地域発展のために尽くしていただきたいということをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

加藤議長

どうもありがとうございました。

ありがとうございました。

本定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議事進行につきましても皆様のご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

実は、私も今期をもちまして降ろさせていただきます。議員の皆様のご協力、本当にありがとうございました。また、職員の皆様にも本当にお世話になりました。

今後とも尾三衛生組合がますます発展されて、皆様のご活躍を心からお祈り申し上げます。御礼のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして令和5年第1回尾三衛生組合議会の定例会を閉会いたします。

田中書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。

これにて本日の日程を終了いたします。

(閉会 午後3時7分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年 4 月 28 日

議 長

加藤達雄

署名議員

真子 伸生

署名議員

塚本 直樹

